

# ヘーゲル『ドイツ国制論』を貫く主権への問い 前篇

— ボダン、プーフェンドルフとヘーゲル —

早 瀬 明

〈Kurze Inhaltsangabe〉

Die Absicht dieser Abhandlung besteht darin, den Werdegang des Souveränitätsgedankens von Hegel in seiner Jenaer Zeit anhand seiner Verfassungsschrift in Klarheit zu bringen. Dabei wollen wir unseren Blick auf einen Einfluß von Samuel von Pufendorfs Reichsverfassungsschrift auf Hegels Souveränitätsbegriff richten. Wir wollen eine theoretische Grundlage ans Licht bringen, worauf Hegel in seiner Frankfurter und Jenaer Zeit angegriffen hat, den Grund zur Möglichkeit der Souveränität in der zerrissenen Wirklichkeit des Deutschen Reichs zu untersuchen. Wir sind überzeugt, daß Pufendorfs Schrift Hegel eine sehr wichtige Frage gestellt habe: wie oder auf welchen Grund kann denn das Deutsche Reich als ein souveräner Staat bestehen, obgleich es im Sinne des Bodinschen Begriffs auf keinen Fall ein souveräner Staat sein kann?

In dem Aufsatz wollen wir letzten Endes einen Beweis davon führen, daß Hegels Begriff der Souveränität auf einer theoretischen Auseinandersetzung mit der politischen Realität des Deutschen Reichs beruhe, und die Wichtigkeit dieser Tatsache für die Entwicklung seines Gedankens des Staats klarmachen.

## 1. 序 『ドイツ国制論』の背景的モチーフとしての主権

『ドイツ国制論』は、「国家とは何か」という問題を若いヘーゲルが初めて本格的に問うた著作或は寧ろその為の草稿群である。その問いは、当時のドイツの政治的現実即して、神聖ローマ帝国或は「ドイツ帝国」の国家性の根拠に向けられた。対仏同盟戦争の政治的現実が彼にその問いを要求したのである。即ち、フランスに壊滅的敗北を喫したドイツ帝国は果たして猶も国家であり得ているのか。もし国家であり得ていないとすれば、国家としての在り方を取り戻すことは可能であるのか。もし可能であるとすれば如何にしてか。『ドイツ国制論』は、ドイツ帝国の政治的現実に対する厳しい評価に基づきながらも、それが国家として再生する現実的な可能性を具体的な仕方で提示しようと試みた、そして、それにもかかわらず、政治的現実の進展によって最終的には挫折を強いられた、ひとつの帝国改革論である。

帝国改革論としての『ドイツ国制論』は、少なくとも現存する草稿に基づいて判断する限りで、大部分がドイツ国制史に割かれているが、然し勿論、歴史記述が本来の目的ではない。歴史記述を通してドイツ帝国の今日的課題の所在を明らかにすること、そして、その課題の解決に向けた改革の提案をなすことが目的である。

今日の課題の所在の究明に際してヘーゲルの考察を支えていたのは、一方では、タキトゥスの『ゲルマニア』に描かれた古代ゲルマン諸民族の政治体制から始まって対仏同盟戦争下の神聖ローマ帝国の政治的現実に至る分裂的なドイツ国制史の歴史的な分析であり、他方では、17世紀特に30年戦争後より同時代に至る帝国国法論 Reichspublizistik の帝国論の批判的分析である。前者については既に別の機会に考察を行なったので、本稿に於ては後者を考察の対象とする。

ヘーゲルの死後に競売に附された蔵書の目録から推測する限り、また、『ドイツ国制論』に於ける帝国国法論への直接的並びに間接的な断片的言及から推測する限り、『ドイツ国制論』執筆に先立って或は執筆と並行的にヘーゲルが Reinkingk, Chemnitz, Conring, Pufendorf, J.J. Moser, Pütter, Majer 等の主要な諸著作に目を通していたことは、略確実である。以下で言及する様に、間接的とは云え Bodin の思想の影響下に在りつつ、同時に、マキアヴェッリの思想からも直接的な影響を受けながら、ヘーゲルは、これ等の思想家達の帝国論の批判的な検討を通して、ドイツ帝国の改革の方策を探っていたと推測される。本稿が明らかにしようとするのは、改革提案に先立つ如上の帝国論の批判的検討を通してヘーゲルが帝国改革提案の前提条件と看做したものが何であったか、という点である。

その点を明らかにしようとする理由は、そうした考察の中に、イエナ時代にフィヒテの国家論等を手懸りにしながら国家を原理的な仕方で構成しようとしたヘーゲルの理論的努力を根底から支えた現実的な問題意識を明らかにする手懸りが潜んでいる、と考えるからである。換言すれば、具体的・歴史的な考察の中から現代の理論的課題を取り出そうとするヘーゲルの思想的格闘が、如上の点の究明を通して明らかになる、と確信しているからである。

本稿に於て我々が特に注目するのは、主権の概念である。確かに、『ドイツ国制論』で主権なる用語が登場する回数は極めて僅かである。然し、歴史的状況との連関から見た場合に帝国の改革に於て主権概念が重要な役割を果たさなければならなかった事は明白であり、ヘーゲルの帝国改革構想の目指したものを理解する為には、其処で前提されている主権概念を掘り起こして其の姿を明確にする事が是非とも必要なのである。加えて、主権概念は17世紀以来の帝国国法論の歴史を通じて重要な役割を果たしたものであり、且つ、『ドイツ国制論』挫折以後の、ライン同盟の時期の国法学に於て特に大きな現実的意味を獲得したものであるから、ヘーゲルの国家概念をドイツに於ける国家論の歴史の中に位置付けようとする場合に、重要な手懸りを提供する、と見込まれるのである。

## 2. 『ドイツ国制論』を貫く、帝国の国家性への問い

『ドイツ国制論』の浄書稿は、周知の如く、「ドイツは最早国家ではない」という有名な言葉で始まる。この言葉は、謂わば、神聖ローマ帝国の国家性を否定する言葉である。所で、神聖ローマ帝国の歴史は、確かに、特に30年戦争の帰結であるヴェストファーレン条約締結以来その終焉に至るまで分裂的乃至多元的な在り方を離れることがなかったが、然し、17世紀以来の

帝国国法論の歴史を通覧した限りで、帝国の国家性自体を否定した論者は存在しない。帝国論の長い歴史の中で、ヘーゲルこそは、初めて帝国の国家性を否定した人物なのである。

所で、『ドイツ国制論』を代表するとも言えるべき「ドイツは最早国家ではない」という言葉が、草稿群の中に最初に登場するのは、最新の文献学的年代考証に基づく限りで、1799年初頭から4月下旬までの間に作成された原稿の上に、1801年の2月上旬以降に（訂正・加筆する形で）施された改稿に於てである<sup>1)</sup>。とすれば、如上の言葉が登場した背景乃至根拠を究明する為に、二つの草稿を比較することは、重要な手懸りを提供する可能性がある。

斯様な観点から特に注目に値するのは、如上の言葉が登場する改稿に於て以下の様な文章が同時に登場する事実である。

Diß Bestreben, die Staatsgewalt zu einem PrivatEigenthum zu machen heißt nun nichts anders, als den Staat auflösen, den Staat als eine Macht zernichten; dieser Macht des Allgemeinen, dem Monarchen (Kaiser) und der Ständeversammlung (Reichstag) ist damit der nothwendige Charakter [der] Souveränität in einem höchst schwachen Maase gelassen worden. Gewalten, welche nach dem Wesen eines Staats, unter der Direktion eines Mittelpunkts stehen, in einer obersten Gewalt (Monarch und Stände) sich vereinbaren müssen, Kriegsmacht, Verhältnisse zu auswärtigen Mächten, der Theil der Finanzen, der hierauf Bezug hat, u.s.w. — alles diß steht unter keiner rechtlichen obersten Gewalt.<sup>2)</sup>

「国家権力を私的所有物になさんとする斯様な努力が意味するものは、国家を解体させること、権力としての国家を壊滅させることに他ならない。そうした努力の所為で、普遍性を備えた斯様な〔国家〕権力には、〔具体的には〕君主（皇帝）及び等族会議（帝国議会）には、主権性という〔国家に〕必然的な性格が、極めて微弱な程度に許されてきた〔に過ぎない〕。国家の本質に従えば、一つの中心点の指導の下に立たなければならず、一つの最高権力（君主と等族〔会議〕）の中で合一していなければならない諸々の権力、〔具体的には、〕軍事力、外国勢力への〔外交〕関係、それら〔軍事・外交〕に係る部分の財政、等々〔を掌る諸々の権力〕 — これら総てが、如何なる合法的な最高権力の下にも立っていない。」

内容的には、初稿とこの改稿との間には実質的な変化は殆ど認められない。只、「国家の本質」という表現の登場が新しい点である。即ち、「主権性」の成立が「国家の本質」として明確に捉えられるに至った点が、改稿に於ける新しい点である。そして、改稿では、現実のドイツ帝国に於て主権性が、即ち国家の本質を構成するものが殆ど失われている、という事実が確認されている。国家の本質の喪失、この事実の確認こそが、或は寧ろ、この事実確認を表現する言葉の獲得こそが「ドイツは最早国家ではない」という言葉を生み出した所以である、と考えられる。

主権性が国家の本質として認識され得た時に、ドイツ帝国の国家性の否定が宣言された、とすれば、ドイツ帝国の国家性の否定を出発点として帝国改革構想を提示しようとする『ドイツ国制

論』は、少なくとも如上の改稿以後は、主権性の概念を自覚的な基礎として成り立ち得ている、と看做す事ができる。

但し、「主権」という用語の使用に関して注目すべき点がある。即ち、如上の草稿断片を含む最初期の諸草稿断片に於てのみ帝国に就て「主権」が言及されるに留まり、次第に「主権」は所謂領邦高権を指示するものとして用いられるようになる。例えば、比較的初期の草稿断片の中に既に、下記のような明確な表現が登場する。これは、そうした指示関係の成立を証拠立てる代表例である。

Schon die Natur der Sache hebt Landesherrschaft, Souveränität über den Kreis der Gerichte.<sup>3)</sup>

「出来事の自然本性が既に領邦支配, [領邦] 主権を, [皇帝の] 裁判権の [及ぶ] 範囲を超えた所へ高めている。」

然し、「主権」という用語の使用法の斯様な変化は、主権という概念乃至思想の変化乃至消滅を意味するものでは決してない。確かに、Souveränität という用語が帝国に就て用いられることは殆ど無くなるとしても、然し、それに替って die höchste Gewalt 乃至 die höchste Macht という用語が頻繁に登場して主権概念を表現し続ける。尤も、用語上の斯様な変化が何故生じたか、その理由は未解明であるが。

所で、主権概念は、『ドイツ国制論』に於てヘーゲルに、ドイツ帝国の過去を理解し現在を理解し将来に向けて課題設定を行なおうとする為の根本枠組を提供している。然し、此の事は、実は、ヘーゲルに限ったことではない。寧ろ、17世紀以来の帝国国法論の歴史は、ドイツ帝国に於ける主権の成立如何を巡って動いてきた、と看做し得る。そして、その出発点に立っているのが、他ならぬボダン (Jean Bodin, 1530-1596) である。蓋し、ドイツ帝国の考察に於て、ボダンが、伝統的な帝国論の枠組を離れて、近代的な主権概念の立場から、アリストテレス以来の伝統的な政体論を復権せしめた時に初めて、ヘーゲルの『ドイツ国制論』へと直接的に連なる帝国国法論の歴史は始まった、と看做し得るからである。

斯様なモチーフをもつ帝国国法論の思考枠組に対して、その根本前提が崩れているとして、「ドイツは最早国家ではない」という言葉を以て一種の決別宣言を行なった時、ヘーゲルはドイツ帝国に於ける主権の成立可能性について如何なる見通しをもっていたのか。それを究明することが、我々の当面の研究課題である。然し、その為には、帝国国法論の歴史を貫徹し支持してきた主権論の射程を改めて測定しなければならない。そして、この点に、帝国に於ける主権性を巡る諸議論の歴史を顧みなければならない根拠が在る。

### 3. 帝国論と主権論 — その歴史的諸前提 —

#### 3-1. 近世に於ける帝国論の出発点としてのボダン主権論

ヘーゲルの『ドイツ国制論』に於ける主権概念の含意を理解する上で顧みなければならない思想家が二人いる。一人は、上述のボダンであり、もう一人がプーフェンドルフ (Samuel von Pufendorf, 1632-1694) である。彼等の帝国論、そして、その前提にある主権論への理解無くしては、ヘーゲルの帝国論の歴史的意味を評価することなど到底不可能である。以下、当面の問題に関連する範囲に限定して、彼等の帝国論とその根本前提を明らかにする。先ずは、プーフェンドルフの議論を含む17世紀以降の帝国論の理論的な出発点をなすボダンの主権論と帝国論を見る。

##### 3-1-1. 帝国に於ける主権の所在

さて、その『国家論』第1巻第9章に於て、ボダンは、神聖ローマ帝国皇帝の主権性について、次の様に重要な指摘を行なっている。

Mais dira quelqu'un: Le tiltre Imperial ne peut il pas faire souuerain celuy qui est vassal d'autrui? côme le Prince, ou le peuple faisant vn esclau Magistrar, semble aussi l'affranchir: cela est bien vray, si l'esclau est au Prince, ou peuple: autrement non: aussi l'Empire n'a puissance quelconque sur les subiects du Roy de France, comme estoit Charles v. Ioint aussi que le tiltre l'Emperial n'emporte rien de souuerain: iaçoit que<sup>4)</sup> l'Empereur escriuant aux Princes de l'Empire vse de ces mots, Novs te mandôs, &c. Tu feras ceci, &c. Ce que les autres Princes ne font pas mesmes enuers leurs propres subiects: & qui plus est, les Princes Electeurs portent les qualités de valets domestiques, côme bouteillers, escuyers, eschansons de l'Empereur : neantmoins la maiesté souueraine de cest Empire là ne gist pas en la personne de l'Empereur, ains en l'assemblee des estats de l'Empire, qui peuuent donner loy à l'Empereur, & à chacun Prince en particulier: de sorte que l'Empereur n'a puissance de faire edict quelconque, ni la paix, ni la guerre, ni charger les subiects de l'Empire d'un seul impost, ni passer par dessus l'appel interietté<sup>5)</sup> de luy aux estats.<sup>6)</sup>

「しかし、次のように言う者がいるであろう。『皇帝の称号は他人の臣下を主権者とする<sup>7)</sup>ものではないのではないか？ 奴隷を行政官に取り立てる君主や人民なら、奴隷を解放するように思われるとしても。』この指摘は確かに正しい、もしその奴隷が君主や人民のものであるならば。そして、その場合に限り。—— 従って、帝国は、フランス王—— シャルル五世はその中に含まれていた—— の臣下に対しては如何なる権利をも有しない。しかも、皇帝の称号は、聊かの主権性をも含んでいない。たとえ皇帝が、帝国の〔領邦〕君主達に書簡を認める際に、次のような言葉を用いているとしても。『我々は汝に命ずるものである

云々』『汝はこれを為すべし云々』——これらは、そうした他の君主達が彼等自身の臣下に対してすらも発しない言葉である。——しかもその上に、選帝侯たる君主達は、皇帝の大膳職長官、旗手長官、献酌長官と云った宮中職位〔皇帝の臣下としての地位〕を保持しているにも拘らず、帝国の主権 (*la maiesté souueraine*) は、皇帝の人格の中には在らず、帝国議会 (*l'assemblée des estats de l'Empire*) の中に在る。帝国議会は皇帝や個々の君主夫々に対して法律を与えることができるからである。従って、皇帝は如何なる勅令を出す権限をももたず、講和条約を締結したり宣戦を布告したりする権限をもたず、帝国の臣下に対して僅かの租税を課す権限をももたず、帝国議会に於ける皇帝〔の決定〕に就ての異議を却下する権限をもたない。」

此処でボダンが、神聖ローマ帝国に於ては主権が皇帝ではなく帝国議会に帰属していることを確認しているのである。

所で、斯様な確認の基礎を成しているのは、『国家論』第1巻第8章及び特に第10章で明示された主権性の成立諸要件に関する記述である。果たして、『国家論』第1巻第10章に於て主権性の成立要件として以下の主要9項目が挙げられていた。即ち、①他者の如何なる同意も無しに臣下に対して法を与える権能を有する事<sup>8)</sup>、②宣戦を布告し講和条約を締結する権能を有する事<sup>9)</sup>、③枢要な公職にある者 (*les principaux officiers*) を任命する権能を有する事<sup>10)</sup>、④裁判に於て最終判決を下す権能を有する事<sup>11)</sup>、⑤恩赦を与える権能を有する事<sup>12)</sup>、⑥臣下の誠実と忠誠を要求する権能を有する事<sup>13)</sup>、⑦貨幣を鑄造する権能を有する事<sup>14)</sup>、⑧度量衡を規定する権能を有する事<sup>15)</sup>、⑨臣下に対して人頭税 (*tailles*) や租税 (*imposts*) を課す権能を有する事<sup>16)</sup>。これ等の規定のうち、ボダンが特に①の立法権の所在に関する規定を重視していることは、周知の通りである。

更に、ボダンは同書第3巻第1章で、立法権は、主権者たる君主 (*Prince*) に独占的に認められるべきであって、元老院乃至顧問議会 (*Senat*) には認められるべきでない。顧問議会に立法権を認めることは国家に於ける主権性の存立にとって脅威となる、と断じている。

Et la raison principale pourquoy le Senat d'une Republique ne doit pas auoir commandement, est que s'il auoit puissance de commander ce qu'il conseille, la souueraineté seroit au conseil, & les conseillers d'estat au lieu de conseillers seroyent maistres, ayans le manieiment des affaires & puissance d'en ordonner à leur plaisir: chose qui ne se peut faire sans diminution ou pour mieux dire, euersion de la maiesté, qui est si haute & si sacree, qu'il n'appartient à subiects, quels qu'ils soyent, d'y toucher, ny pres ny loin.<sup>17)</sup>

「なぜ国家 (*Republique*) の顧問議会が命令権<sup>18)</sup> を有すべきではないのか、その主要な理由は、もし顧問議会が自らの助言を〔法として〕命令する権能を有するとすれば、主権は助言者〔顧問会議〕に在ることになり、また、〔命令権を有しない〕助言者に取って代わっ

た〔命令権を有する〕国家 (estat) 助言者〔顧問会議〕が〔本当の〕支配者 (maistres) であることになり、その支配者が、物事を統御し、自分の好きな様に物事について命令を下す権限をもつことになるからである。斯様なことは、〔主権的〕支配権 (maiesté) の縮小なくしては生じ得ないし、より適切に言えば、〔主権的〕支配権の破壊なくしては生じ得ない。〔主権的〕支配権は極めて高次で神聖なものであるが故に、臣民には、それが如何なる者であれ、支配権に触れることなど、如何なる程度に於ても許されない。」

即ち、主権者たる君主にのみ認められるべき立法権を元老院乃至顧問会議にも認めることは、主権の破壊 (euerion) を帰結する、換言すれば、主権の成立にとって最も本質的な条件とボダンが看做す主権の不可分割性が否定されてしまう、と言われているのである。

斯様な判断が、特に神聖ローマ帝国の政治的現実、具体的には帝国議會の在り方を念頭に置いたもの、そうした現実の観察に基づくものであることは、以下の議論からも既に明白である。

neantmoins la maiesté souueraine de cest Empire là ne gist pas en la personne de l'Empereur, ains en l'assemblee des estats de l'Empire, qui peuuent donner loy à l'Empereur, & à chacun Prince en particulier: de sorte que l'Empereur n'a puissance de faire edict quelconque, ni la paix, ni la guerre, ni charger les subiects de l'Empire d'vn seul impost, ni passer par dessus l'appel interietté de luy aux estats.<sup>19)</sup>

「しかしながら、その〔神聖ローマ〕帝国の主権的支配権 (la maiesté souueraine) は、皇帝の人格の裡には在らず、帝国の身分制議會〔帝国議會〕の裡に在る。蓋し、帝国の身分制議會は、皇帝及び各々の〔領邦〕君主一人一人に、法を与えることができ、従って、皇帝には、何等かの勅令を發布する権限も、講和条約を締結する権限も、宣戦布告を行なう権限も、帝国の臣民に租税を唯の一つすら課す権限も、皇帝の側から領邦〔君主〕達に対して〔彼等の〕異議を無視する権限も、無いからである。」

### 3-1-2. 帝国の政治的現実

神聖ローマ帝国に於て主権が皇帝にではなく帝国議會に在るという上述の判定は、必然的に、帝国の国制が貴族制であるという結論に導くことになる。但し、勿論、行論から既に明白なように貴族制という規定は、(その原義が示唆するような) 肯定的評価を含むものではない。寧ろ、神聖ローマ帝国は本来、皇帝を主権者とする君主制であった。然るに、皇帝の主権が次第に篡奪されて現在の貴族制に至った、とボダンは看做しているのである。斯様な歴史認識を簡潔に示唆したものが以下の条である。

Disons aussi de l'estat d'Allemagne, que plusieurs croyent, & mesmes les plus sçauans d'Allemagne ont publié par escrit, que c'estoit vne Monarchie. l'en ay touché cy dessus quelque

mot, mais il faut icy montrer que c'est vn estat Aristocratique. Car depuis Charlemagne iusques à Henry l'Oiseleur, c'estoit vne pure Monarchie par droit iuccessif du sang de Charlemagne: & depuis Henry l'Oiseleur, la Monarchie a continué par droit d'election assez longuement, & iusques à ce que les sept Electeurs ont peu a peu retranché la souueraineté, ne laissant rien à l'Empereur que les marques en apparence, demeurant en effect la souueraineté aux estats des sept Electeurs, de trois cents Princes ou enuiron, & des Ambassadeurs deputés des villes Imperiales.<sup>20)</sup>

「更に、多くの人がそう信じているように、また、ドイツ人の中でも最も学識ある人々ですら書物でそう公言しているように、ドイツの政体 (estat) は、君主制である。私は、その点〔ドイツの政体〕について、上で一言触れたが、ここでは、それが〔実は〕貴族制であることを明らかにしなければならない。何故なら、カール大帝の時代からハインリッヒ一世の時代まで、それは、カール大帝の子孫の〔王位〕継承権に基づく純然たる君主制であり、更に、ハインリッヒ一世の時代からは、相当の長期に亙り〔皇帝〕選定権に基づいて君主制が続いたが、七選帝侯が少しずつ〔皇帝の〕主権を篡奪して以来、皇帝の許には〔主権者の〕外見しか残らなかったのであり、実際は主権は、七選帝侯、約 300 の〔領邦〕君主、帝国都市の代表使節より成る身分制議会 (estats) に存したのであるから。」

retrancher という表現からも既に知られる如く、神聖ローマ帝国の歴史をボダンが本来の君主制から貴族制への頽落の歴史と見ているのである。

所で、神聖ローマ帝国の政体が君主制でないと断定することは、古代世界の継承者という中世ヨーロッパ人の自己理解に関わる重大な意味をもっていた。即ち、フライジング (Otto von Freising, ca.1112-1158) によって再構築され中世ヨーロッパに於ける歴史認識の枠組を規定してきた所謂四帝国論<sup>21)</sup> のキリスト教的な枠組から神聖ローマ帝国が解放された、と宣言することを意味していた。そして、その結果として、再びアリストテレス及びポリュビオス以来の古代的な政体論の枠組の中で神聖ローマ帝国の政治制度の在り方が改めて問われることにもなった。勿論、皇帝の立場と帝国等族の立場に分れて。

ヘーゲルが『ドイツ国制論』の中で神聖ローマ帝国乃至ドイツ帝国の歴史を、タキトゥスの記述する古代ゲルマン民族の歴史から始めて世俗的な立場で論じるための根本前提は、ボダンの帝国論によって作り出された、と言っても過言ではない。

### 3-2. プーフェンドルフによる帝国論の到達点

ボダンの主権論は、アリストテレスの枠組に従って神聖ローマ帝国の国家としての在り方を分類し評価するためのひとつの尺度を提供した。それ以後、この尺度を共通基盤に、三十年戦争前後の政治情勢を背景としながら、皇帝と帝国等族との二元主義を克服する方針を巡って、帝国国制を君主制として形作ろうとする陣営と貴族制として形作ろうとする陣営とが激しい論戦を繰り



広げていくことになる。皇帝の側に立つ前者の陣営を代表するのがラインキング (Theodor Reinkingk, 1590-1664) であり、帝国議会の側に立つ後者の陣営を代表するのがケムニッツ (Bogislaw Philipp von Chemnitz, 1605-1678) である。そして、両陣営間の論争に妥協を見出そうと伝統的な混合政体論を復権させようとするリムネウス (Johannes Limnäus, 1592-1663) のような穏健的な立場の人々も登場することになった。更に彼等に引き続き、アリストテレスの立場に準拠してドイツ国制史を記述したのがコンリング (Hermann Conring, 1606-1681) である。然し、斯様な議論の前提となっていたアリストテレス的枠組の妥当性そのものに初めて批判の眼を向けたのがプーフェンドルフである。そして、ドイツ帝国に対するヘーゲルの理解は、プーフェンドルフによる斯様なアリストテレス主義批判の地盤の上で初めて成り立ち得た。プーフェンドルフの理論的到達点が明らかにされなければならない理由は、其処に在る。

### 3-2-1. プーフェンドルフの主権論 — 変則性の概念 —

一方でボダンの確立した主権概念の基礎の上に立ちながら他方でホッブズの自然法的国家論の枠組に沿って神聖ローマ帝国の主権国家としての可能性を問い詰めたのがプーフェンドルフである。彼の主権論は1672年に公刊された名著『自然法と万民法』<sup>22)</sup> 第7巻に於て一般的な仕方で詳論されているが、それに先立つこと5年の1667年に、セウエリヌス・デ・モンツァンバーノ・ウェロネンシス (Severinus de Monzambano Veronensis) なる偽名の下に公刊された『ドイツ帝国国制論』<sup>23)</sup> に於て既に主権概念がドイツ帝国 (神聖ローマ帝国) の政治的現実に即した仕方で具体的に展開されていた。

プーフェンドルフの主権概念は、『自然法と万民法』第7巻第4章の叙述から明らかのように、単一の意志として不可分割な最高権力という根本性格は勿論その機能の点でも、ボダンの主権概念を継承するものである。

プーフェンドルフがボダンの主権概念に基づきながら神聖ローマ帝国の国制を論じる際に重要な役割を果たすのが「変則的 (irregularis)」(乃至「怪物的 (monstrosus)」) という概念である。プーフェンドルフの帝国論を検討する基礎作業として、これらの概念の含意を先ず分析する。

さて、プーフェンドルフは『人間並びに市民の義務について』第2巻第8章第2節に於て国家を規則的なものと変則的なものとに区分し、両者を以下のように規定している。そして、規則的な国家を更に、伝統的な区分原理に従って、君主制・貴族制・民主制に区分している。

Sunt autem formae civitatis vel regulares vel irregulares. Illae sunt, ubi imperium summum in uno subjecto ita est unitum, ut illud indivisum & inconvulsum ab una voluntate per omnes civitatis partes atque negotia sese dispenset. Ubi hoc non deprehenditur, irregularis forma civitatis erit.<sup>24)</sup>

「また、国家 (civitas) の諸形式は規則的か変則的かである。前者は、〈最高の支配権が単一の基体 (subjectum) の中で統合されて存在し、従って、最高の支配権が、分断された

り引き裂かれたりすることなく、単一の意志から出て国家のすべての部分や活動を通して、自分自身を分配していく国家である。こうした事が見出されない所では、国家の形式は変則的となるであろう。」

然し、変則的な国家について、上掲箇所では、その本質規定を挙げるに止めている。具体的事例については、『自然法と万民法』の上掲箇所、東西分裂後のローマ帝国と神聖ローマ帝国が挙げられているが、本節では前者のテキストのみを提示し、具体的事例は次節で帝国論との関わりに於て論じる。

*Respublica irregularis est, in qua non ita perfecte unio illa, in qua essentia civitatis consistit, deprehenditur: idque non per modum morbi, aut vitii in administratione reip, haerentis; sed ut publica lege aut consuetudine ea velut legitima sit recepta.*<sup>25)</sup>

「変則的な国家 (respublica) とは、国家 (civitas) の本質を成す統一が完全には見出されないような国家のことである。しかも、統一の見出されない原因が、〔一時的な〕病的状態または国家 (respublica) の運営に付き纏っている〔一時的な〕欠陥にではなく、国家が公共的な法または習慣によって正当なものとして認められる仕方にあるような国家のことである。」

ここに示された変則性の規定は、既に1667年の『ドイツ帝国国制論』に於ても、更には、1672年の『自然法と万民法』に於ても前提され、プーフェンドルフの国家論に於ては一貫して重要な尺度であり続けている。

所で、この変則性の概念は、注意を要する概念である。プーフェンドルフは、この概念を手懸りにして国家を国家ならざるものから区別しようとしているのではない。上の引用からも明らか如く、規則性と変則性とは国家 (の諸形式) の内部での区別を指示する概念である。然るに、規則性の概念は、既に明らか如く、ボダンの主権概念を本質的内容とする。とすれば、変則的な国家は、如何なる意味で国家と看做し得るのか。ボダンの主権概念を前提とする限りで、変則的な国家なる概念は如何なる意味で成り立ち得るのか。

国家理解に於て変則性の概念が重要である所以は、実は、具体的事例に即した議論を通して始めて明らかになる。

### 3-2-2. プーフェンドルフの帝国論

#### 3-2-2-1. 帝国の現状分析

変則性概念の含意は神聖ローマ帝国の国制への適用を通して初めて鮮明になる。考察の出発点に置かれねばならないのは、『ドイツ帝国国制論』第6章第9節に登場する以下の有名な規定である。ここに、プーフェンドルフの帝国論のもつ含意を理解する手懸りがある。

Nihil ergo aliud restat, quam ut dicamus, Germaniam esse irregulare aliquod corpus et monstro simile, siquidem ad regulas scientiae civilis exigatur, quod lapsu temporum per socordem facilitatem Caesarum, ambitionem Principum, turbulentiam Sacerdotum ex regno regulari in tam male concinnatam formam est provolutum, ut neque regnum etiam limitatum amplius sit, licet exteriora simulacra tale quid prae se ferant, neque exacte corpus aliquod aut systema plurium civitatum foedere nexarum, sed potius aliquid inter haecduo fluctuans.<sup>26)</sup>

「ゲルマニア〔ドイツ帝国〕は、もしそれを政治学の規則に従って評価するならば、変則的で怪物に似た団体である、と言うより他には術がない。この団体は、時間の経過の中で、皇帝の無思慮な軽率、〔領邦〕君主達の野心、そして聖職者達の騒乱によって、規則的な君主制 (regnum) から非調和的 (male concinnatus) な〔国家〕形式へと追いやられたのであり、その結果、仮令外見はそのように見えるとしても、最早、制限的な君主制 (regnum limitatum) ではなくって、厳密には〔、まだ、〕複数の国家 (civitas) より成る、同盟 (foedus) によって結合された団体または体系でもなく、寧ろ、それら二つの間を動揺するものである。」

プーフェンドルフがここで神聖ローマ帝国 (ドイツ帝国) について示している「変則的で怪物に似た団体」という規定はあまりにも有名であるが、このテキストは、変則的な国家なる概念の構成要素を明示するものとして、重要なものである。

先ず確定されねばならないのは、「複数の国家より成る、同盟によって結合された団体または体系」の概念の含意である。これが国家同盟乃至国家連邦を指示することは既に明白である<sup>27)</sup>。この国家同盟なる概念について確認すべき重要な点は、プーフェンドルフがそれを契約 (foedus) による主権的国家の結合と看做しはしても、それ自体を一個の主権的国家とは看做していない点である。それはどこまでも契約によって成立した、主権的国家の集合体に過ぎない<sup>28)</sup>。然し、だからと言って、そこから直ちに神聖ローマ帝国の (主権) 国家性の完全な否定が結論されてくる訳でもない<sup>29)</sup>。プーフェンドルフの理解は、微妙な点を含む。

プーフェンドルフの意図を理解する上で重要な点は、制限君主制と国家同盟との間を「動揺する」と表現されている事態の理解にある。ここで表現されているのは、「或る時は制限君主制で、或る時は国家同盟である」という、時間の中に於ける動揺ではない。そうした動揺の事実的基礎は存在しない。そこで表現されているのは、寧ろ、形式的な制限君主制と実質的な国家同盟との乖離であり、「どっちつかず」状態である。即ち、制限君主制の形式を残存させながら実質は国家同盟である、という事態乃至構造が指示されている。しかも、実質が完全に形式を支配するに至ってもいない。この微妙さをプーフェンドルフは「近さ」という聊か曖昧な言葉で表現している。

Ergo commodissime Statum Germaniae possimus designare, quod proxime accedat ad

systema aliquod plurium civitatum, in quo unus velut Princeps aut Dux foederis emineat simulacris Regiis vestitus;<sup>30)</sup>

「従って、我々は、次のようなものとして描けば、ゲルマニア〔ドイツ帝国〕の現状を最もうまく描けることになる。即ち、それは、複数の国家 (civitas) 〔より成る〕体系〔即ち国家同盟〕の極めて近くまで来ているが、その中では〔なおも〕君主または同盟の指導者の如き者が優越的な地位を占め、〔主権的〕王権を備えているかの如くに見せかけている。」

ここでの言明の趣旨をより精確に理解する上で重要となるのは、プーフェンドルフが国家同盟を如何に理解しているかという点である。注目すべきは、国家同盟が、ボダンの主権論で謂う意味での主権国家ではあり得ないというのみならず、辛うじて国家であり得るとしても安定的な国家形態ではあり得ず分解していく可能性に脅かされる国家形態であるとされている点である。同書第7章第7節に以下の様な条があり、プーフェンドルフの斯様な理解を明確に示している。

Ex pluribus civitatibus per foedus coagmentata systemata longe laxius cohaerent et facilius turbari aut dissolvi possunt.<sup>31)</sup>

「同盟によって複数の国家が結合されてできた体系〔国家同盟〕は、非常に緩やかに結合しているのであり、比較的簡単に分裂させられ解体させられてしまう可能性がある。」

プーフェンドルフが国家同盟を安定的な、そして、その意味でも規則的な国家形態と看做していないことは、此处からも明白である。この意味からすれば、ドイツ帝国を制限君主制と国家同盟との中間的な存在と規定した趣旨は、ドイツ帝国がそれ自身の内に自己否定の要素を含んでいること、換言すれば、ドイツ帝国が国家と国家の否定乃至解体との結合として理解されるべきことを示すところに在る、と言い得るのではないか。

事態を更に敷衍すれば、プーフェンドルフが、ボダンの主権概念を尺度として国家を規則的と変則的に区分し、ドイツ帝国の変則性を規則的な国家と国家同盟との中間性として分析した時、プーフェンドルフは、ドイツ帝国が構造的・本質的に国家としての存立を否定される可能性に脅かされている存在であることを示そうとした、と考えられるのである。即ち、確かにドイツ帝国は、形式上は、規則的な国家としての形態、制限君主制という形態を残存させているが、然し、その実質は、国家でなくなる可能性、国家解体の可能性に脅かされた国家同盟でしかない、と。国家であることを猶も是認しながらも、同時に主権国家としての資格を失う可能性を秘めたものとするというプーフェンドルフの矛盾的なドイツ帝国評価は、以上のような構造をもっていた、と考えられる。

### 3-2-2-2. プーフェンドルフの思想的格闘 ― 帝国の存続可能性

然し、プーフェンドルフの場合、帝国の矛盾的現実に対する斯様にリアルな認識が直ちにドイ

ツ帝国の存続可能性を諦めることを意味した訳ではない。彼が、一方で、ボダンの主権概念を尺度とする国家の在り方をドイツ帝国に求めることは非現実的であるという認識に到達していながら、他方で、ドイツ帝国の存続可能性に対してひとつの見通しをもっていたことは、確かである。それを示すのが、以下の文章である。即ち、そこでプーフェンドルフは、最も理想的な主権国家の形態と彼が考える君主制をドイツ帝国に於て実現することは最早不可能であることを認める一方で、驚くべきことに、国家同盟という在り方の裡にドイツ帝国の存続可能性を見出そうとするという極めて困難な可能性を追求しているのである。

Iudicaverim ergo fundamenti loco supponendum, pravitatem status Germaniae ita velut induruisse, ut sine eversione totius reipublicae ad leges iusti regni non possit reformari. Cum autem status iste quam proxime accedat ad systema aliquod plurium rerumpublicarum foederatarum, tutissime eidem servandae adhiberi talia media, quae a politicis eiusmodi sociis observanda praescribuntur; quos ante omnia non tam alienis acquirendis quam tuendis propriis invigilare oportet.<sup>32)</sup>

「従って、以下の想定を〔病んだドイツの治療法を考えるための〕基礎と看做したい。即ち、ドイツの国制 (status) の歪みがあまりに硬化してしまったので、国家 (respublica) 全体を覆すこと無くしては〔ドイツを〕真正の君主制 (regnum) の体制 (leges) へ戻すことはできない。しかし、その国制は、同盟を結んだ複数の国家より成る或る種の体系〔国家同盟〕に可能な限り近くまで近付いているので、〔ドイツ〕を最も安全に存続 (servare) させるためには、国家学者 (politici) が、そのように同盟を結んでいる〔諸国家〕に対して、遵守されるべきものとして規定している諸手段——他の〔国々〕を征服するためより寧ろ自〔国〕の財産を防衛するための諸手段——を用いるのでなければならない。」

此処でプーフェンドルフは、国家同盟を成立せしめている諸規定の順守がドイツ〔帝国〕の存続に必要である、と述べている。(但し、ドイツ帝国が十全な意味での国家連盟であるとは看做して居らず、飽く迄も国家同盟に「可能な限り近くまで近付いている」だけとしている。ドイツ帝国の理解には曖昧な点を残している。)そして、「国家同盟を成立せしめている諸規定」の内容が具体的に提示される。此処では、その基本的な内容だけを見ていく。

Circa internam heic concordiam maximus labor. Ad hanc summe necessarium est, ut cuique sua iura maneant ac nulli concedatur, ut imbecilliozem possit opprimere utque adeo inter dispares licet opes par sit omnium libertas atque securitas. Exoletae praetensiones aeterno silentio damnentur, et uti quisque possidet, ita deinceps retineat.<sup>33)</sup>

「この場合、〔国家同盟〕内部での一致を維持することに最大の努力が払われる。この一致のために最も必要なことは、〔同盟を結ぶ〕それぞれ〔の国家〕に対してその権利が維持

され、如何なる〔国家〕に対しても、より弱い〔国家〕を抑圧することが許されないことである。蓋し、如何に〔国〕力が異なると云えども、総ての〔国家〕の自由と安全とは対等でないから。〔それぞれの国家の〕色褪せた要求は永遠の沈黙を運命づけられるべきであり、また、いずれ〔の国家〕も、それが〔現在〕所有するものを、引き続いて保持するのでなければならない。』

国家同盟を締結した国家同士の関係に於ては、力の大小に関わりなくいずれの国家の権利（自由）も平等でなければならない。これが国家同盟の存続を可能にする根本条件だ、と言われている。

この条件設定は、明らかに、ボダンの尺度からすれば同盟全体に於ける主権の成立を困難にするものである。然し、それでも、プーフェンドルフはドイツ帝国が斯様な国家同盟の形で存続すべきことを主張する。換言すれば、ドイツ帝国の統一は、国家同盟を維持しようとする努力の中で成立する、即ち、国家同盟の裡には、確かに、ボダンの意味での主権は成立していないが、然し、ドイツ帝国が国家として成立するための最低限の条件である統一は辛うじて保たれている、とプーフェンドルフは看做す。より精密に言えば、上述の根本条件を充足しつつ同盟関係を維持しようとしている限りで、ドイツ帝国は（ボダンとは異なる意味に於てであれ）国家であり得ている、とされる。

### 3-2-2-3. ヘーゲルへの影響 ― 主権問題の発現

『ドイツ国制論』執筆当時のヘーゲルが既にボダンの『国家論』を精読していた証拠は、少なくとも今日に至るまで見つかっていない。彼の死の直後に蔵書が売却された際に作成された蔵書目録にも、ボダンの著作は掲載されていない。但し、主権概念に関して、恐らくはホップズの読解を通して、少なくとも本質的な部分の十分な理解に既に到達していたことが確実であるが。それに対して、ヘーゲルが当時既にプーフェンドルフの『ドイツ帝国国制論』を読んでおり、従って、その所説に既に十分に通じていたであろうことは、略確実である<sup>34)</sup>。

所で、プーフェンドルフの著作がヘーゲルの思索にとってもつ意味は、何よりも、神聖ローマ帝国或はドイツ帝国に於ける主権の存在如何という問題を提起した点に在るだろう。確かにヘーゲルがドイツ帝国の国家性を否認する文脈では、ヴォルテール（Voltaire, 1694-1778）の名前が直接的に挙げられてはいるが、ヴォルテールによる批評に於ては主権概念が直接的な役割を演じている訳ではない。主権概念に基づいてドイツ帝国の国制を直接的に論じた作家の中で、ヘーゲルの『ドイツ国制論』の裡に影響の痕跡を見出し得る人物としてプーフェンドルフ以外の者を見出すことは、少なくとも現時点までは、誰も成功していない。それ故、プーフェンドルフの問題提起が如何なるものであったか、その理論的な奥行きを究明することは、ヘーゲル研究として十分に意味のある事柄である。

先ず、プーフェンドルフの最大の理論的な貢献乃至影響は、政体論的な議論を通して、ドイツ

帝国に於てはボダンの意味での主権が成立していない事を確認した点に在る。即ち、プーフェンドルフは先ず、次のテキストが示す如く、ボダンの主権概念に基づいてアリストテレスの政体論を再構成した上で、次に、ドイツ帝国がアリストテレスの政体論の枠組に、従って、ボダンの主権概念の枠組に収まらないものであることを示そうとしたのである。

Diversae rerumpublicarum formae resultant ex subiecto, cui summa potestas inhaeret, prout illud est vel unica persona vel concilium ex universis aut paucis constans.<sup>35)</sup>

「諸国家 (res publica) の様々な形式は、主権 (summa potestas) の帰属する臣民〔の差異〕から生じてくる。即ち、そうした臣民が、唯一人であるのか、又は、〔臣民の〕全員或は少数より成る集合であるのか、〔という差異〕に応じて。」

次に、プーフェンドルフが斯様な議論をする際に、既に国家の概念と主権の概念とが不可分のものと理解されていること、換言すれば、国家は主権無くしては成り立ち得ないというボダンの思想が当然の前提とされていることは、議論の組み立て自体からして確実である。即ち、主権無き国家は、プーフェンドルフの議論に於て全く想定されていない。而も、この点は、ヘーゲルに於ても変わらない。ただ、ヘーゲルの場合には、上述の如く、直接的には恐らくボダンを介してではなくホップズを介して国家と主権との必然的連関の理論的根拠を理解したであろう点が異なるだけである。

最後に、当該文脈に於て決定的に重要な点は、プーフェンドルフにはドイツ帝国が国家として成り立ち得るという確信が存在した点である。上で見たように、プーフェンドルフは、一方で、「変則的で怪物に似た」という規定が示すようにドイツ帝国が伝統的政体論の枠組では理解不能な存在であることを確認しつつ、他方では、国家同盟の形でドイツ帝国が国家としての存続を維持し得るための条件を闡明しようとしているのである。ボダンの尺度からすれば到底ひとつの主権国家の存立形態とは認め難い国家同盟の中に国家の存立可能性を探求しようとする姿勢の中に我々は、ドイツ帝国の現実の中に於て猶も国家の成立を確信するプーフェンドルフの Reichspatriotismus を認め得るであろう。注目すべきは、そうした確信の点で、プーフェンドルフの『ドイツ帝国国制論』とヘーゲルの『ドイツ国制論』とが全く一致しているという事実である。ヘーゲルも亦、対仏同盟戦争での重なる敗北の中でドイツ帝国の政治的統一が崩壊しつつある現実を目の当たりにしながら、猶もドイツ帝国が国家として存立し得ることを、『ドイツ国制論』執筆を断念せざるを得なくなる時点<sup>36)</sup>までは確信し、そのための(最低)条件を闡明し、その現実的形態を模索していたのである。

ここで我々は、以上のような問題状況の中から如何なる問い掛けが生まれてこざるを得ないのか、理論的に掘り下げて考えてみなければならない。我々は、以上のような問題状況がひとつの課題を必然的に提起せざるを得ないことを確認し得る。即ち、ドイツ帝国の国家性を根拠付け得るような、ボダンのものと異なる主権概念を見出すことが、それである。仮令その結論乃至実態

から言えば、ドイツ帝国の国家性を根拠付け得るように主権の成立要件を限定することでしかなかったにしても、ドイツ帝国が国家であることを保証し根拠付け得る原理を確立することが如何にしても必要とならざるを得なかった。Reichspatriotismusの立場に立つ限りは。そして、『ドイツ国制論』執筆当時のヘーゲルも、それを共有していたのである。

ボダンの主権概念を厳格に適用する限り、ドイツ帝国を国家と看做すことには根本的な困難が伴なう。勿論、ボダンの理論的な要求を根本的に否定することなど既に不可能である。となれば、残された途は、主権の成立要件を緩和する理論的努力をすることでしかあり得ないだろう。そして、上述の如く、プーフェンドルフが既に、一定の条件を充足する国家同盟に主権国家としての資格を見出そうとする試みに一步踏み出したのであった。

然し、対仏同盟戦争で示されたドイツ帝国の政治的現実を前にしたヘーゲルに、問題解決の手懸りを与えたのは、そのプーフェンドルフではなかった、と思われる。何故なら、『ドイツ国制論』の中に、ドイツ帝国を国家同盟として捉えようとする志向は全く認められないからである。

この問題を考えるためには、W. Burgdorfの非常に詳細な研究が明らかにしたような<sup>37)</sup>、ドイツ帝国の在り方を巡って当時活発な議論が行なわれていた背景的状况・ジャーナリスティックな状況にも注意しなければならないし、今日では忘れられてしまっている様々な思想家からの影響を掘り起こす作業も必要になってくる。続編では、そうした点の歴史的分析を行なう。

(続く)

## 続編の構成

4. 『ドイツ国制論』の直接的諸前提 — シュレーツァーとマイヤー —
- 4-1. シュレーツァーによる国家と社会の分離
- 4-2. マイヤーによる「国家の概念」の提示
5. 『ドイツ国制論』の国家理論的意味 — 承認論と主権論 —
6. 結 論

## 注

- 1) Georg Wilhelm Friedrich Hegel *Gesammelte Werke*, Bd. 5, 1998, S.567. 遡り得る上限は確定されるが、下限を厳密に規定する直接的な手懸りは存在しない。只、その成立年代が1801年5月以後8月以前と推測されていて、且つ、当該の言葉が登場し内容的にも符合する所の多い断片と成立年代が近いとは推測される。Vgl. op. cit. S.25.
- 2) Op. cit. S.12f.
- 3) Ibid. S.50.
- 4) 今日の表記では以下の通り。jà, soit, et que
- 5) 今日の表記では以下の通り。interjeté



- 6) Jean Bodin, *Les six Livres de la République*, 1583<sup>2</sup>, p. 180. 猶, 初版は, 1576年の刊行。
- 7) 他者との間で契約された封建的主従関係からの解放。
- 8) Jean Bodin, *op. cit.*, p. 221.
- 9) *Ibid.*, p. 224.
- 10) *Ibid.*, p. 228.
- 11) *Ibid.*, p. 231.
- 12) *Ibid.*, p. 236.
- 13) *Ibid.*, p. 242.
- 14) *Ibid.*, p. 242.
- 15) *Ibid.*, p. 244.
- 16) *Ibid.*, p. 244.
- 17) *Ibid.*, p. 371.
- 18) 『国家論』第1巻に於て「法とは、主権者が彼の総ての臣下全体に対して或は全体的な事柄に関して [与える] 命令である」(*loy est le commandemèt du souuerain touchant tous les subiects en general, ou de choses generales: Ibid.*, p. 216) と言われている所からも知られる如く、此処での「命令権」とは立法権の謂である。
- 19) *Ibid.*, p. 180.
- 20) *Ibid.*, p. 320f.
- 21) 四帝国論自体は、勿論、「ダニエル書」以来の古い伝統をもつ概念であるが、此処では、それが中世にフライジングによって神聖ローマ帝国論として再構築されて以来のその歴史を指示している。
- 22) *De iure naturae et gentium libri octo*, 1672.
- 23) *De statu imperii germanici ad Laerium fratrem, dominium Trezolani, liber unus*, 1667.
- 24) *De officio hominis & civis, juxta legem naturalem libri duo*, 1682 (1673<sup>1</sup>), p. 126. ここでは、James Brown Scott 編集の、*The Classics of International Law* シリーズ所収のものを使用する。
- 25) *Ibid.* p. 129.
- 26) *De statu imperii germanici ad Laerium fratrem, dominium Trezolani, liber unus*, 1667, S.198. ここでは、以下の対訳本を利用する。頁数は、その本のものである。Samuel von Pufendorf, *Die Verfassung des deutschen Reiches, herausgegeben und übersetzt v. Horst Denzer*, 1994.
- 27) *systema* が国家同盟乃至国家連邦を指示するという点に関しては、以下の文献に詳しい。Bernd Roeck, *Reichssystem und Reichsherkommen Die Diskussion über die Staatlichkeit des Reiches in der politischen Publizistik des 17. und 18. Jahrhunderts*, 1984, S.30ff. et 62.
- 28) *corpus* が *civitas* であり得るためには、*summa potestas* が必要である、とされる。
- 29) Bernd Roeck, *op. cit.*, S.25.
- 30) Pufendorf, *op.cit.*, p. 200.
- 31) *Ibid.*, p. 222.
- 32) *Ibid.*, S.240.
- 33) *Ibid.* S.240-242.
- 34) この点については、Hegel, *op. cit.* S.767. に於ける、編集者による考証が参照されるべきであるが、それに加えて、ヘーゲルの死後、その蔵書が売却に附された際に作成された下記の蔵書目録の中に、プーフェンドルフの『ドイツ帝国国制論』が掲載されていた事実を指摘しなければならない。但し、入手の時期等の詳細は一切不明である。  
Verzeichniß der von dem Professor Herrn Dr. Hegel und Dr. Herrn Seebeck, hinterlassenen Bücher = Sammlungen, Berlin, 1832, S.44: „1123. Monzambano, Severini, de statu imperii Germ. c. not. ed. Chr. Thomasius. Halae 703. Frzb.“

また、上掲全集版編集者が指摘しているように、プーフェンドルフの著作には、以下のドイツ語訳が存在していた事実も、ヘーゲルがプーフェンドルフの所説に通じていたことを支持する聊か弱い状況証拠にはなるであろう。

Kurzer doch Gründlicher Bericht von dem Zustande des H. R. Reichs Teutscher Nation, vormals in Lateinischer Sprache unter dem Titul Severin von Monzambano herausgegeben, anitzo [i. e. zur Zeit] aber ins Teutsche übersetzt und mit den auserlesensten Anmerkungen der berühmtesten Publicisten . . . , Leipzig 1715<sup>2</sup>.

- 35) Pufendorf, op. cit., S.184.
- 36) 1803年2月25日。帝国代表者会議主要決議が議決された日。最終的に皇帝が承認したのは、同年4月28日。
- 37) Wolfgang Burgdorf, Reichskonstitution und Reich Verfassungsreformprojekte für das Heilige Römische Reich Deutscher Nation im politischen Schrifttum von 1648 bis 1806, Mainz 1998.